

三原市マスコットキャラクター「やっさだるマン」着ぐるみ使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三原市マスコットキャラクター「やっさだるマン」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、三原市マスコットキャラクター「やっさだるマン」着ぐるみ使用申請フォームにより、使用しようとする日の属する月の3か月前の月の初日から使用開始日の10日前までに市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用承認の基準)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、使用条件を付すことができる。

2 市長は、着ぐるみの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 同一時期に三原市が使用するとき、又は同一時期に他の者が既に使用承認を受けているとき。
- (2) 三原市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (3) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、若しくは使用のおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (7) 着ぐるみを営利目的で使用するおそれのあるとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が使用のおそれがあるとき。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に利用されるおそれがあるとき。
- (10) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用承認期間)

第4条 着ぐるみの使用期間は、原則として、貸出日及び返却日を含め10日以内とする。

(着ぐるみの使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 着ぐるみの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認の内容にのみ使用し、市長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 着ぐるみを他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 貸出しに伴う搬出及び搬入は、使用者が行うこと。
- (4) 市長が別に定める「やっさだるマン着ぐるみ」の貸出・使用についてのガイドライン及

び使用に関するマニュアルに基づき、適切に使用すること。

- (5) 着ぐるみの改変等はないこと。
- (6) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (7) イベント等で着ぐるみを使用した写真を提出すること。

(使用の停止)

第7条 市長は、着ぐるみの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、速やかに着ぐるみを返却しなければならない。

3 市長は、承認の取消しにより生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

(責任の制限)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被害を受けた場合又は第三者に対して損害若しくは損失を与えた場合であっても、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 使用者は、着ぐるみを破損し、又は汚損した場合は、現物又は実費をもって賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。